

社会福祉施設等の耐震化等の 整備について

社会・援護局福祉基盤課

社会福祉施設等の耐震化等の整備

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、都道府県に基金を造成するなどによって、耐震化及びスプリンクラー等の整備を促進する。

耐震化整備

昭和56年以前の建物は、大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める観点から、耐震化整備を図る。

スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、主として要介護状態にある方又は重度の障害者等が入所される施設で延べ275㎡以上の施設は、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等を踏まえ、防火安全対策の観点から、スプリンクラー整備を図る。

地上デジタル放送への対応

地上アナログ放送から地上デジタルへの移行にあたって、地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要となる機器整備に要する費用を補助する。

※補助率1/2のほか、耐震化及びスプリンクラー整備については、地方負担の軽減措置（地域活性化・公共投資臨時交付金（内閣府）を活用）、（独）福祉医療機構融資の融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の概要

1 目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。

2 交付金の規模

平成21年度補正予算額（案） 約 1, 0 6 2 億円

3 交付金の交付先

申請に基づき、都道府県に対し交付する。

なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 基金の設置主体

都道府県（政令指定都市、中核市を含まない）

5 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

6 対象施設

- ・ 保護施設、障害児者関係施設は公立を除く
- ・ 児童関係施設（障害児施設を除く）は公立を含む

7 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、都道府県に基金を造成し、以下の事業を実施する。

ア 耐震化整備事業

地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備を促進する。

(注) 保育所の耐震化整備は、「安心こども基金」での対応となる。

イ スプリンクラー整備事業

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等から、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

9 配分の考え方

ア 耐震化整備事業分

施設割分	$615 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の非耐震化施設棟数}}{\text{全都道府県の非耐震化施設棟数}}$	615 億円
申請配分	申請に基づき配分	153 億円

イ スプリンクラー整備事業分

施設割分	$235 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県（延べ面積}275\text{m}^2\text{以上}1,000\text{m}^2\text{未満の施設の延べ面積}+1,000\text{m}^2\text{以上の平屋建施設の延べ面積）}}{\text{全都道府県（延べ面積}275\text{m}^2\text{以上}1,000\text{m}^2\text{未満の施設の延べ面積}+1,000\text{m}^2\text{以上の平屋建施設の延べ面積）}}$	235 億円
申請配分	申請に基づき配分	59 億円

10 補助率

	国	都道府県・指定都市 ・中核市・市町村	設置者
民立	1/2	1/4	1/4

	国	都道府県	指定都市・ 中核市・市町村
公立	1/2	1/2	-
	1/2	-	1/2

※公立は、児童関係施設のみ

社会福祉施設等耐震化等臨時特例 交付金による特別対策事業の実施 について

※本資料は現時点での案であり、今後、変更もあり得るものである。

耐震化整備事業

1 目的

地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

施設入所者の安全・安心を確保し、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るため、改築又は補強等の整備を図るものである。

3 対象施設

区 分	設 置 者
救護施設、更生施設 (生活保護法38条)	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設 (障害者自立支援法第5条第12項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人等)
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第41条第1項) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮 (障害者自立支援法附則第58条第1項)	社会福祉法人
精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第48条)	社会福祉法人又は医療法人
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (児童福祉法第7条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人
精神障害者退院支援施設 (平成18年9月29日厚生労働省告示第551号)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、特例社団・財団法人、特例民法法人等)

区 分	設 置 者
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、 児童自立支援施設 (児童福祉法第7条)	都道府県・指定都市・中核市・市町村、社会福祉法人、日 本赤十字社、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人
児童相談所一時保護施設 (児童福祉法第12条の4)	都道府県・指定都市・中核市・市
婦人保護施設 (売春防止法第36条)	都道府県、社会福祉法人
婦人相談所一時保護施設 (売春防止法第34条第4項)	都道府県

4 補助の要件

(1) 対象施設のうち、対象となる整備区分は次のとおりとする。

区 分	対象整備区分
救護施設、更生施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設 婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設	改 築 増改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
障害者支援施設、知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所)、肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設	改 築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
身体障害者更生施設、身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所)	大規模修繕

(2) 整備区分の定義は次のとおりとする。

整備区分	整備内容
改築	既存の施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。
増改築	耐震化改築整備に併せ、現在定員の増員を図ること。
大規模修繕	<p>既存施設の防災対策上、必要な補強改修工事や付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none">・耐震補強のために必要な補強改修工事・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事・その他必要と認められる上記に準ずる工事
老朽民間社会福祉施設整備	<p>社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」及び平成20年6月12日雇児発第612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間社会福祉施設等の整備について」を準用し、改築整備(一部改築を含む。)をすること。</p>

5 補助基準

(1) 次により算出した額

○改築、増改築、老朽民間社会福祉施設整備

種 目	基 準 額
① 本体工事費	定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価
② 解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価
事業費 ①+②	①+②の合計

○大規模修繕

種 目	基 準 額
本体工事費	大規模修繕については、次のいずれかで最も低い方の価格を基準とすること。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り

(2) 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較していずれか少ない方の額

(3) (1)と(2)を比較していずれか少ない方の額に負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

6 基準単価（事業費ベース）

【保護施設】(定員一人当たり単価)

耐震化 本体基準単価

(単位:千円)

施設の種 類		A地域	B地域	C地域	D地域
		青森県、岩手県、福島県、 東京都、富山県、山梨県、 長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、 山形県、茨城県、神奈川県、 新潟県、石川県、岐阜県、 静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、 滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、 岡山県、山口県、 香川県、高知県、 佐賀県、長崎県、 宮崎県	徳島県、愛媛県、 福岡県、大分県
救護施設	都市部	8,207	7,819	7,431	7,043
	標準	7,819	7,452	7,074	6,707
更生施設	都市部	8,207	7,819	7,431	7,043
	標準	7,819	7,452	7,074	6,707

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日

社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

耐震化 一人当たり解体撤去工事費直接補助基準単価

(単位:千円)

施設の種 類	標 準	都 市 部
救護施設	380	399
更生施設	380	399

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

耐震化 一人当たり仮設施設整備工事費直接補助基準単価

(単位:千円)

施設の種 類	標 準	都 市 部
救護施設	688	722
更生施設	688	722

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

耐震化 積雪寒冷地域体育施設に係る直接補助基準単価

(単位:千円)

施設の種 類	基 準 額
救護施設、更生施設	68,800

耐震化 地域交流スペース基準単価(定額)

(単位:千円)

施設の種 類	地 域 交 流 ス ペ ー ス	防 災 拠 点 型
救護施設、更生施設	27,120	37,390

【障害関係施設】(1施設当たり単価)

単位:千円

事業名	定員区分	標準	都市部
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	～40	140,600	147,600
	41～60	234,000	245,700
	61～80	328,700	345,000
	81～100	423,400	444,500
	101～120	517,000	542,800
	121～	611,600	642,100
施設入所支援加算	30～40	113,500	119,200
	41～60	189,400	198,800
	61～80	266,400	279,700
	81～100	342,200	359,200
	101～120	419,400	440,300
	121～	495,100	519,800
短期入所加算	—	12,500	13,200
発達障害者支援センター加算	—	17,200	18,000
就労・訓練事業等加算	—	54,000	56,700
障害児施設（入所）	30～40	254,300	267,000
	41～60	423,400	444,500
	61～80	595,400	625,100
	81～100	765,900	804,100
	101～120	936,600	983,300
	121～	1,107,000	1,162,300
短期入所加算	—	12,500	13,200
発達障害者支援センター加算	—	17,200	18,000
就労・訓練事業等加算	—	54,000	56,700
解体撤去（入所系）	—	16,400	17,200
仮設施設（入所系）	—	29,500	30,900

【児童関係施設】(定員一人当たり単価)

1. 社会福祉施設の耐震化整備

<本体工事>

下の単価に定員数を乗じて算出した額

単位:千円

	基準額(定員1人当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童相談所一時保護所	4,830	4,620	4,370	4,160
助産施設	7,260	6,930	6,610	6,280
乳児院	5,950	5,690	5,400	5,110
母子生活支援施設	18,180	17,310	16,460	15,580
児童養護施設	7,490	7,130	6,770	6,440
情緒障害児短期治療施設	9,640	9,180	8,720	8,260
(通所部加算)	3,370	3,200	3,040	2,880
児童自立支援施設	10,560	10,070	9,560	9,070
(通所部加算)	3,370	3,200	3,040	2,880
婦人相談所一時保護所	7,600	7,220	6,860	6,500
婦人保護施設	10,130	9,670	9,180	8,690

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築のように定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕については、次のいずれかで最も低い方の価格を基準とすること。

- (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り
- (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

下の単価に定員数を乗じて算出した額

単位:千円

	基準額(定員1人当たり)	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
児童相談所一時保護所	220	400
助産施設	360	660
乳児院	210	370
母子生活支援施設	760	1,370
児童養護施設	320	580
情緒障害児短期治療施設(入所、通所)	370	690
児童自立支援施設(入所、通所)	460	820
婦人相談所一時保護所	210	390
婦人保護施設	440	790

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築のように定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

財政上の特別措置

区分	対象施設の種類	補助率		
		公立施設の場合	民立施設の場合	
		基金	基金	都道府県・指定都市、中核市
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	救護施設、更生施設、宿所提供施設、障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)	—	2/3	1/6
	乳児院	2/3	2/3	1/6
	助産施設、母子生活支援施設	3/4	3/4	1/8
	重症心身障害児施設	—	8/10	1/10
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設、 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	5.5/10	5.5/10	2.5/10
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	救護施設、 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る)、 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設	—	2/3	1/6
	乳児院、情緒障害児短期治療施設	2/3	2/3	1/6
	救護施設、 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る)、 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設	—	2/3	1/6
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	乳児院、情緒障害児短期治療施設	2/3	2/3	1/6

7 その他

- (1) 耐震改修又は耐震補強のための整備は、施設入所者の安全性を確保する観点から、建築後の経過年数、老朽度等を重視した整備に努めること。
- (2) 財産処分の承認の取扱い
「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発0417001号により行うこと。

スプリンクラー整備事業

1 目的

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等に伴い、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

既存施設のうち、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の対象施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設に対しスプリンクラー整備を図るものである。

3 対象施設

- (1) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設
救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設、肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(通所施設を除く。)、知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、知的障害者授産施設(通所施設を除く。)、知的障害者通勤寮、短期入所事業所
- (2) 延べ面積275㎡以上の施設で障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が利用する施設
共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型(「障害程度区分」4以上と同等の者)

4 補助要件

- (1) 消防法施行令及び同法施行規則に定める設備、設備基準及びこれらに準じた措置に基づいて設置すること。
- (2) スプリンクラー整備が設置困難で、その代替としての性格を有するパッケージ型屋内消火栓設備が整備されている場合を除く。

5 補助基準（事業費ベース）

- (1) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設
1㎡あたり 18,000円以内
- (2) 延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設
1㎡あたり 34,000円以内

6 補助対象面積

施設の延べ面積を上限として都道府県が必要と認めた面積とする。

7 その他

スプリンクラー整備が以下の理由により困難な場合は、パッケージ型屋内消火栓設備を設置することを認め、同様の取り扱いとすること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー整備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難が生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

平成21年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付要綱（案）

（通則）

- 1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進することを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成〇〇年〇月〇日〇〇〇号雇児発第〇〇号・社援発第〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知の別紙「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額とする。

（1）耐震化整備事業分

社会福祉施設等の耐震化整備事業分にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{ア } 61,405,641 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の昭和56年度以前に整備された施設のうち非耐震化施設棟数}}{\text{全都道府県の昭和56年度以前に整備された施設のうち非耐震化施設棟数}}$$

イ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) スプリンクラー整備事業分

社会福祉施設等のスプリンクラー整備事業分にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{ア } 23,583,927 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県（延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設の延べ面積} \\ \text{+1,000㎡以上の平屋建の施設の延べ面積）}}{\text{全都道府県（延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設の延べ面積} \\ \text{+1,000㎡以上の平屋建の施設の延べ面積）}}$$

イ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付の条件)

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年〇月〇日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成22年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

8 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

9 特別の事情により4、6及び7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成 2 1 年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- | | | | |
|---|---------------------|---|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 基金造成経費所要額調書 (別紙 1) | | |
| 3 | 基金造成事業計画書 (別紙 2) | | |
| 4 | 添付書類 | | |
| | (1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本 | | |
| | (2) その他参考となる書類 | | |

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A - B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) 円
(1) 耐震化整備事業分					
(2) スプリンクラー整備事業分					
合 計					

別紙 2

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
 2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成21年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の
事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
 - (3) その他参考となる書類

別紙 2

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(別紙様式3)

平成21年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金調書

平成21年度 厚生労働省所管

国			都道府県								備考		
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入				歳出						
			科目	予算額	収済額	入額	科目	予算額	うち交付相当額	支済額		うち交付相当額	

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

〇〇（都道府）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、〇〇（都道府）県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、予算で定める額とする。

案2 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管 理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処 分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が、社会福祉施設等の耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委 任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

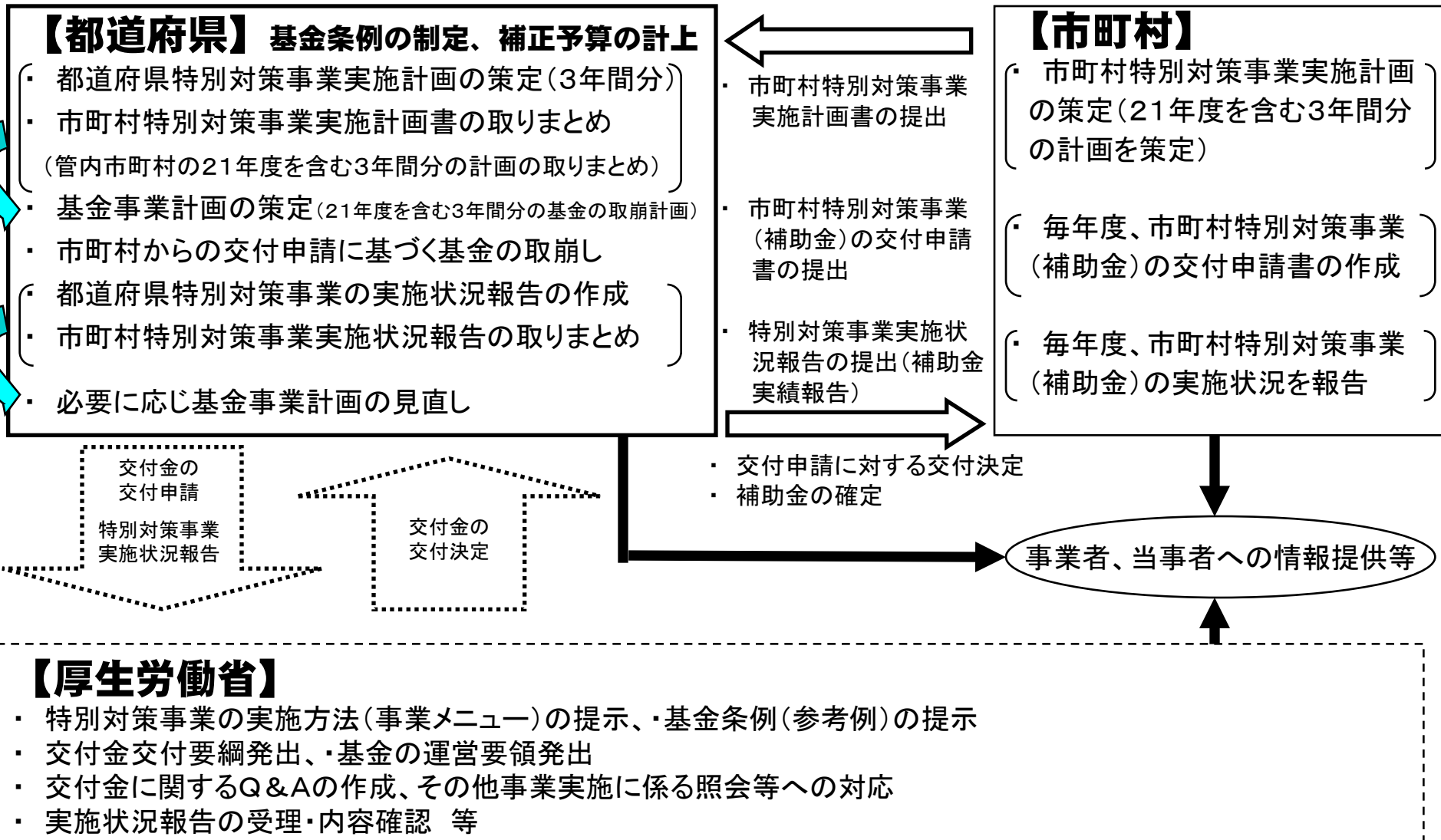
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

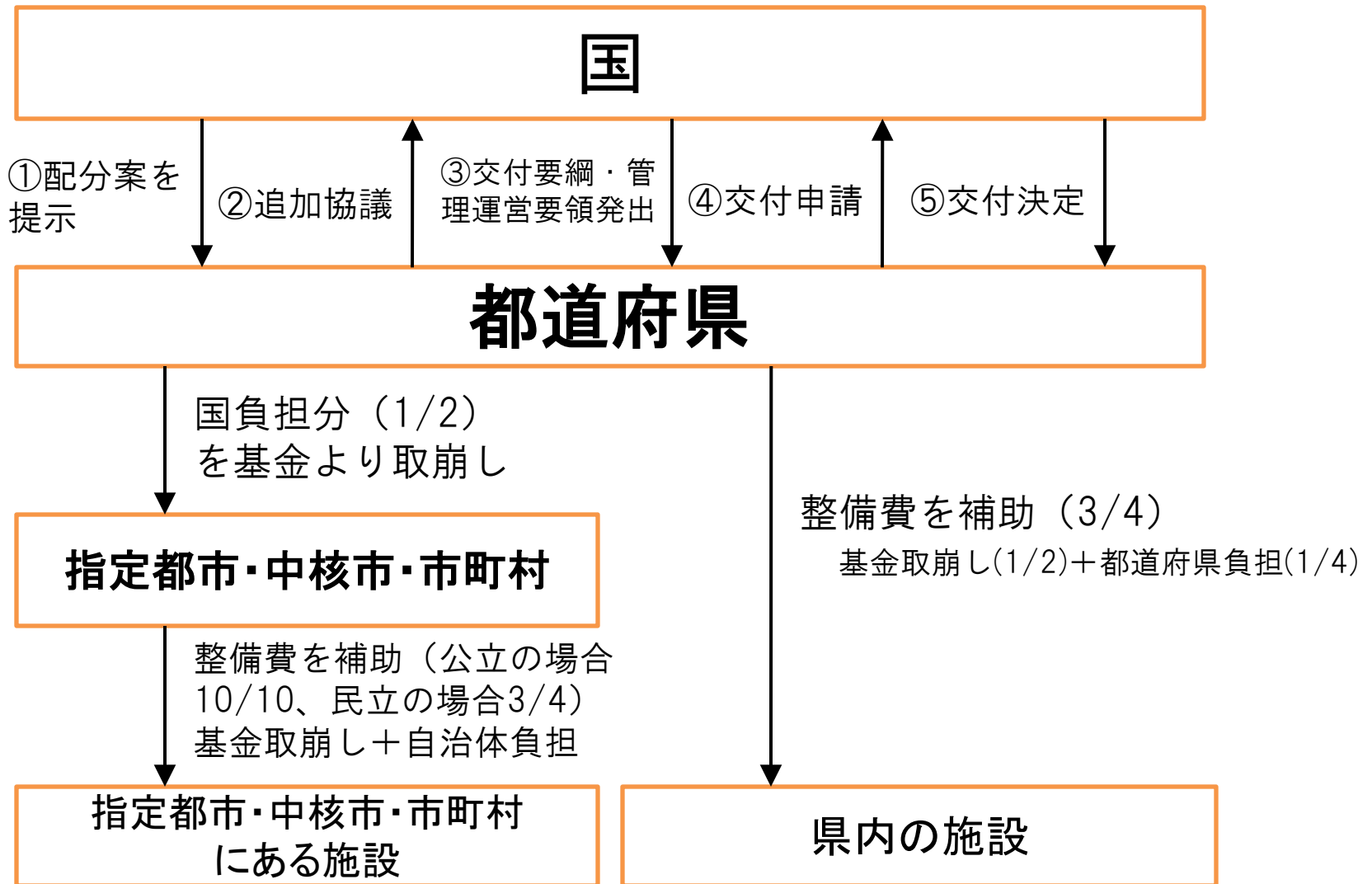
2 この条例は、平成二十四年三月三十一日まで対象となる第六条の事業の実施に基づく精算に係る日までに限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の 実施に係る事務の流れ（案）



※ここでいう「市町村」とは、指定都市、中核市、市町村をいう。

1 3 事務の流れ



都道府県、指定都市、中核市、市町村が策定する 特別対策事業実施計画

※ 平成21年度内に特別対策事業実施計画を策定

事業名	21年度	22年度	23年度	計
1. 耐震化整備事業分	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. スプリンクラー整備事業分	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村（指定都市、中核市を含む。）から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成21年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(指定都市事業分) (中核市事業分) (市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

独立行政法人福祉医療機構による融資の優遇

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等に係る事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

耐震化整備及び介護基盤整備に係る優遇措置

※基金等の対象となる整備に限る。(平成23年度末まで)

融資率

施設種類に応じて「70～80%」
ただし、財特法又は特措法に基づき
国の補助の特例を受ける場合は
「通常の融資率+5%」（上限80%）

改正

一律「90%」

貸付利率

施設種類に応じて
「財投イコール～財投+0.5%」
ただし、財特法に基づき国の補助の
特例を受ける場合は「無利子」

改正

一律「財投▲0.5%」（5年間）
ただし、財特法に基づき国の補助の
特例を受ける場合は「無利子」

- 財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 特措法：地震防災対策特別措置法

スプリンクラー整備に係る優遇措置

融資率及び貸付利率

改正

耐震化整備及び介護基盤整備の融資率及び貸付利率と同様の措置

貸付の対象

改正

- ・ 有料老人ホームを貸付対象に追加し、貸付けの相手方を法人とする
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方に特定非営利活動法人等を追加する

経営資金の貸付

昨今の経済情勢の急激な悪化等により、福祉サービス利用者の減少や授産施設における受注の減少等により、経営全般に影響を及ぼしている状況に鑑み、経営資金貸付の資金使途、貸付対象等の拡大を図る。 **※平成21年度末まで**

資金使途

物価高騰に伴い一時的に
必要となった資金
(燃料費及び給食材料費等)

改正

経済情勢の悪化に伴う経営環境の
変化により必要となった資金

貸付けの対象

改正

障害者自立支援法に規定する就労移行支援及び就労継続支援を実施する事業並びに旧法授産施設及び福祉工場に限り、貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加する

保証人

法人代表者を含め2名以上

改正

法人代表者を含め1名以上

住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震関連抜粋）

○目的 地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う。

○補助要件・補助率一覧表

	住宅（共同住宅を含む）	庁舎などの建築物
耐震診断	<p>●補助率</p> <p>【民間実施】 国：1/3、地方公共団体：1/3</p> <p>【地方公共団体実施】 国：1/2</p>	<p>●補助率</p> <p>【民間実施】 国：1/3、地方公共団体：1/3</p> <p>【地方公共団体実施】 国：1/3（緊急輸送道路沿道の場合は1/2）</p>
耐震改修（建替えも含む）	<p>一般住宅</p> <p>●地域要件：なし</p> <p>●補助率</p> <p>【民間実施】 国：11.5% 地方公共団体：11.5%</p> <p>【地方公共団体実施】国：11.5%</p>	<p>多数の者が利用する建築物</p> <p>●地域要件：なし</p> <p>●補助率</p> <p>【民間実施】国：11.5% 地方公共団体：11.5%</p> <p>【地方公共団体実施】国：11.5%</p>
	<p>緊急輸送道路沿道住宅・建築物</p> <p>●地域要件：緊急輸送道路沿道</p> <p>●補助率</p> <p>【民間実施】国：1/3 地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】国：1/3</p> <p>※ 除却費・補償費（移転費、仮住居借上げ費）も補助対象（補助率：1/3）</p>	<p>避難所等建築物</p> <p>●建物要件 地域防災計画に位置づけられた又は位置づけられる予定の避難所等</p> <p>●補助率</p> <p>【民間実施】国：1/3 地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】国：1/3</p>
	<p>避難路沿道等住宅・建築物</p> <p>●地域要件：避難路沿道等</p> <p>●補助率</p> <p>【民間実施】国：1/6 地方公共団体：1/6 【地方公共団体実施】国：1/6</p> <p>※ 除却費・補償費（移転費、仮住居借上げ費）も補助対象（補助率：1/3）</p>	

※戸建住宅の補助限度額は32,600円/㎡、建築物・共同住宅については47,300円/㎡

（特に倒壊の危険性が高い住宅・建築物については、補助限度額を1.5倍とする）

※地域要件の他にも計画要件、建築物等の要件あり

PR等	<p>●補助対象 耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づく事業（耐震改修促進計画策定費、耐震改修設計費、PR費用、死亡時一括償還融資活用の不動産鑑定費用・事務手数料費等）</p> <p>●補助率 【民間実施】 国：1/3 地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】 国：1/2</p>
-----	---

モデル事業	<p>地方公共団体における事業推進のための連携体制の構築に係る事業</p> <p>●補助対象 耐震改修促進計画の策定費用、専門家の派遣に要する費用、技術者の育成に要する費用等</p> <p>●補助率 国：10/10（定額補助、上限1,500万円程度）</p>
	<p>耐震改修の普及啓発の一環として実施する具体の耐震改修事業</p> <p>●補助対象 住宅・建築物の耐震改修に要する費用（調査設計計画費を含む）</p> <p>●補助率 【民間実施】 国：1/2 地方公共団体：なし 【地方公共団体実施】 国：1/2 地方公共団体：1/2</p>

※赤字：平成21年度1次補正拡充内容（平成22年度着手まで）

※青字：平成21年度1次補正追加内容（平成21年度着手まで）

地域活性化・公共投資臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆3790億円

※経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の9割程度。

2 所管 内閣府（地域活性化推進担当室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法：実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額：各地方公共団体の追加公共事業等（直轄及び補助）の地方負担額等をベースとして算定。

ただし、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当（建設地方債対象事業に限る）

○地方単独事業

○国庫補助事業（法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。）

※財政事情、地方単独事業の事業量、追加公共事業等の執行予定等に応じ、一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可。

5 参考

・ 追加公共事業等の地方負担に対しては、補正予算債を充当可。

・ 地方単独事業の財源とする予定であった地方債等を追加公共事業等に係る地方負担の財源に振替えることにより、追加公共事業等の地方負担を実質的に軽減。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策関係会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 予算要求額 1兆円（平成21年度補正予算）

2 所管 内閣府（地域活性化推進担当室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法：実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額：地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定
※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業（法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。）

5 事業例

●地球温暖化対策

自治体や公立学校等への太陽光パネルの設置、自治体の公用車の環境対応車への買換え 等

●安全・安心の実現

消防防災資機材の整備、救急・救助体制の整備 等

●少子高齢化 社会への対応

介護施設の緊急整備、保育所施設整備 等

●その他

地上デジタル放送の推進に係る受信機器購入等の支援について

(1) 支援の概要について

総務省では、経済的な理由で地上デジタルテレビジョン放送を見ることのできない世帯（具体的には日本放送協会（NHK）と受信契約を結んでおり、受信料が全額免除となる世帯）に対して、簡易なチューナーを無償給付する等の支援事業を平成 21 年度から行います。

(2) 支援の対象

まだ地上デジタルテレビ放送を見ておらず、地上アナログテレビ放送を見ている世帯で、「NHKと放送受信契約があり、放送受信料が全額免除になっている世帯」が対象です。

具体的には、以下の世帯が対象となります。

◇公的扶助受給世帯

（生活保護受給世帯、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律による被援護者、永住帰国した中国残留邦人等の世帯）

◇市町村民税非課税の障害者世帯

（身体、知的、精神のいずれかの障害者を世帯構成員とし、世帯全員が市町村民税非課税の世帯）

◇社会福祉事業施設入所者

（社会福祉事業施設に入所されていて自らテレビを持ち込んでいる世帯）

(3) 支援の内容

支援の内容は次のとおりです。

① 簡易なチューナーの給付

現在お持ちのアナログテレビに接続することで、地上デジタルテレビ放送を見ることができ
る「簡易なチューナー」を無償で給付します。

基本的に各世帯を訪問し、設置・操作説明を行います。

② 室内アンテナの給付・アンテナの改修など

一戸建てにお住いで、アンテナ改修が必要な場合は、室内アンテナの給付や屋外アンテナの
改修を無償で行います。

共同受信施設を利用している場合は、デジタル放送に対応したものに改修する費用のうち、
対象となる世帯が負担する額を給付します。

(4) 支援の開始時期、支援期間

支援の開始は、平成 21 年 8 月頃の受付開始、秋以降からの支給開始を予定しています。具体的
な日程等は改めてお知らせします。

支援期間は、平成 21 年度から 23 年度までの約 3 年度の間を予定しています。

(5) 支援の申込み先（支援を行う機関）

支援を行う機関は現在公募を行っております。決定次第改めてお知らせします。

(6) 地方自治体に御協力いただきたい事項

各自治体において、本支援の対象となる世帯に確実に情報が届くよう、以下の点について御協力をお願いしたいと考えております。

まず、生活保護受給世帯等に関しましては、

- ① 各地の福祉事務所に説明ペーパーを設置・手交いただくこと
- ② ケースワーカーの皆様へ、世帯を訪問する際に説明ペーパーを持参・手交いただくこと、又は資料を送付する際に同封いただくこと
- ③ 対象世帯と接点のある自治体の窓口、外部機関、施設等に説明ペーパーを設置・手交いただくこと

をお願いしたいと考えております。

また、市町村民税非課税の障害者、社会福祉事業施設入所者等に関しましては、

- ④ 対象世帯と接点のある自治体の窓口、外部機関、施設等に説明ペーパーを設置・手交いただくこと

をお願いしたいと考えております。

その他、全体としましては、

- ⑤ 各自治体の広報誌等に情報を掲載いただくこと
- ⑥ 関係する会議、集会等の場で御周知いただくこと

をお願いしたいと考えております。

なお、支援の準備が整い次第、申込書類やパンフレット等につきましても、上記①～⑥と同様の手法で配付等の御協力をお願いしたいと考えております。(用意ができましたら、改めてお願いさせていただきます。)

(7) 社会福祉事業施設に御協力いただきたい事項

社会福祉事業施設入所者に関しては、お部屋に御自身のテレビをお持ちで、地上アナログ放送をご覧になっている入所者の方が、支援（簡易なチューナーの給付）の対象となります。

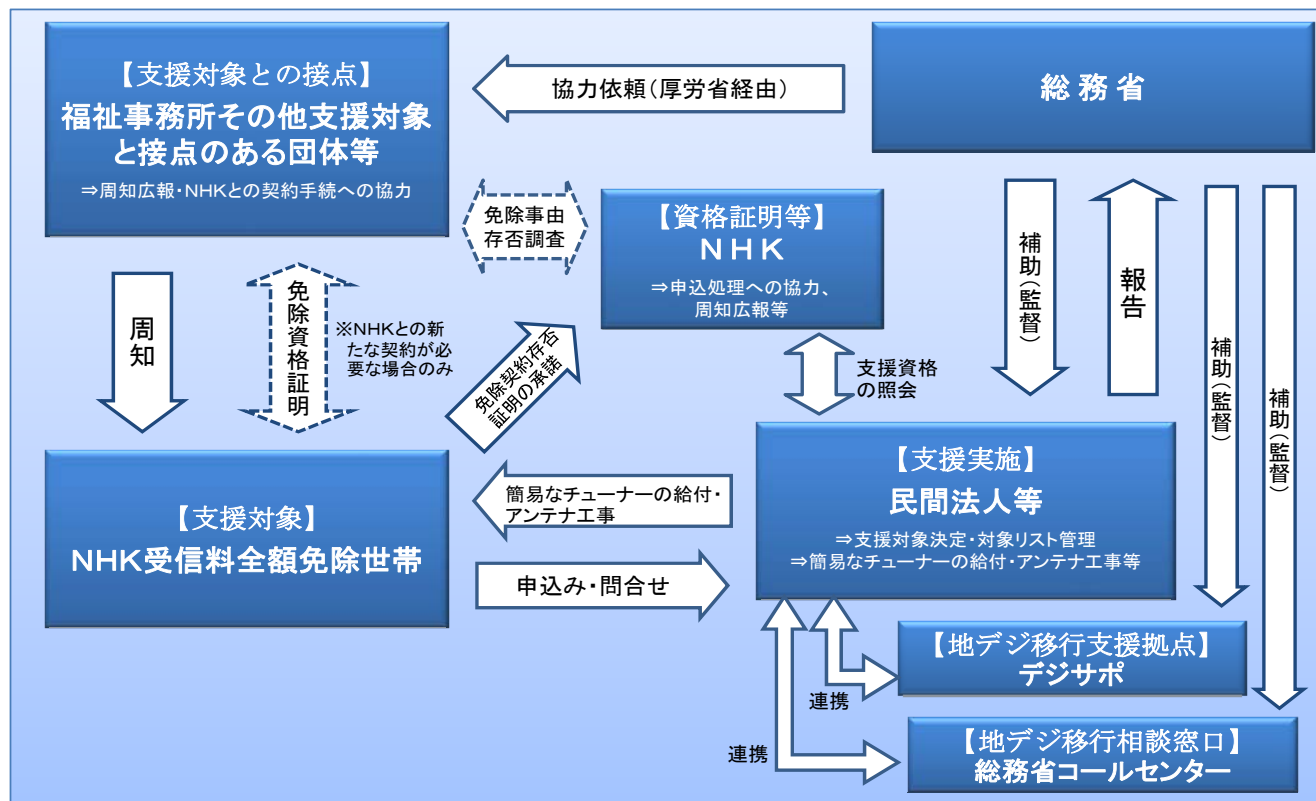
社会福祉事業施設においては、当面、入所されている方に対して、周知広報（国でこのような支援があること、NHKとの受信契約・受信料全額免除が必要であること等）の御協力をお願いしたいと考えております。

また、支援体制が整いましたら、支援の申込みに関して、以下の御協力をお願いしたいと考えております。（詳しくは別途改めてお願いする予定です。）

- ① 必要に応じて、申込書等の取り寄せ（申し出に応じて支援実施法人より送付）
- ② 施設に入所されている方で支援を希望される方の申込みのとりまとめ
- ② NHK受信契約・受信料全額免除に係る手続きに係る御協力
 - ・施設長により入所の証明をいただくこと
 - ・入所者の免除申請書の取りまとめ 等

【参考】支援の実施体制、申込手順等のイメージ

支援内容の概要・実施体制

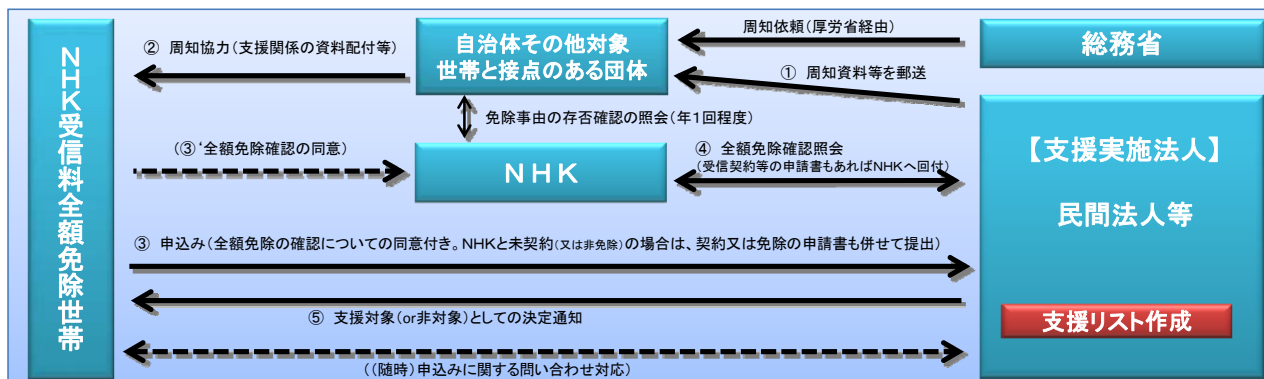


申込手順・支援決定手順／基本パターン

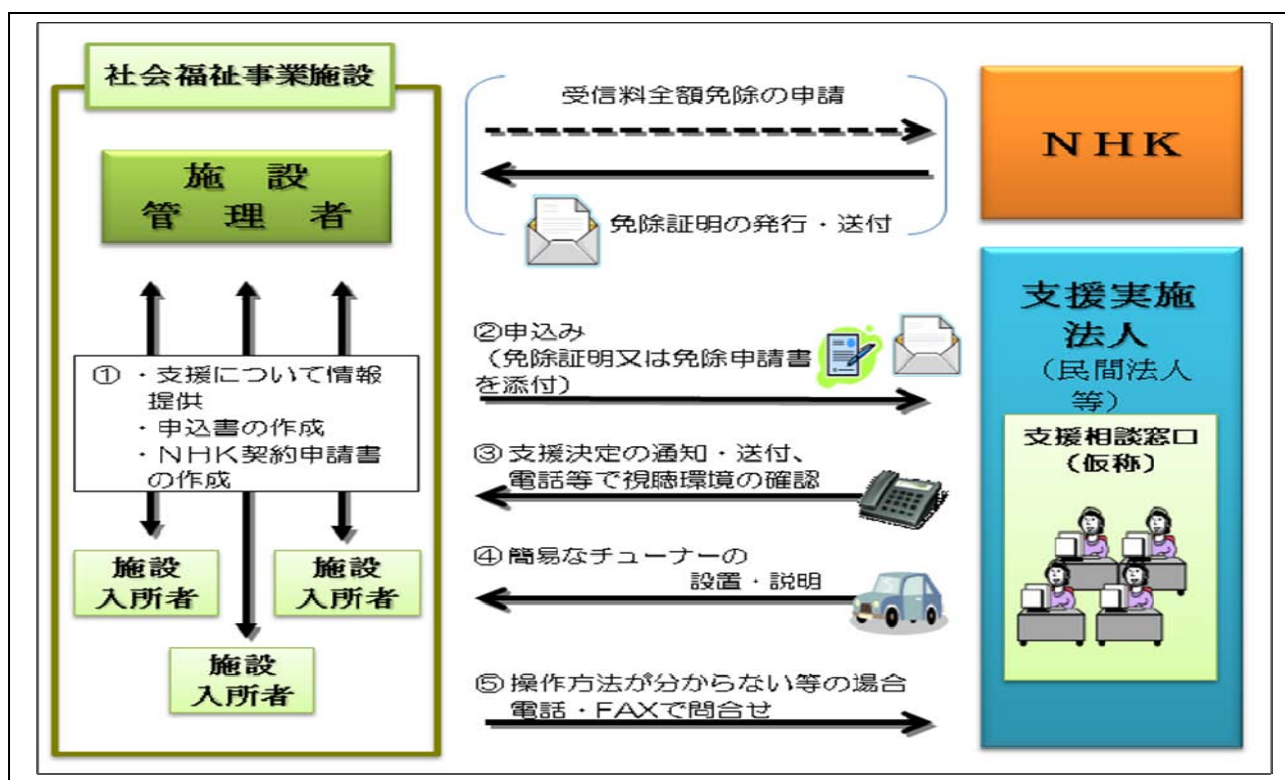
○ 申込手順の概要

- 自治体(福祉事務所等)その他対象世帯と接点のある団体等を通じ、本支援の周知又は資料等を配付する。対象世帯からの問合せに応じて、支援実施法人から申込書を送付する。支援を申し込む世帯は、申込みに当たって、以下の書類等を支援実施法人へ提出していただく。
 - 1) 申込書(氏名、住所、電話番号など)
 - 2) 個人情報の提供に係る同意書(NHKへの情報提供に係る承諾、本事業を担う民間法人等に対する提供に関する承諾等)
 - 3) 誓約書(地上デジタル放送が視聴できる環境にないこと、不正行為がある場合にはペナルティを受けることに同意すること等)
 - 4) NHKの放送受信契約書(受信料全額免除申請書を含む。))※ 本支援の申込みに併せてNHKと契約を結ぶ場合。
- NHKの役割
 - ・ NHKは、申込者の同意に基づき、自ら有しているリストで、受信料全額免除の該当の有無を確認、支援実施法人に回答する。
- 自治体(福祉事務所等)その他対象世帯と接点のある団体等の役割
 - ・ 支援関係の資料を配付する等、周知に協力する。
- 支援実施法人の役割
 - ・ 対象世帯の求めに応じ、申込書を送付する。
 - ・ 申込みを受け付け、NHKへの照会を経て、支援の決定等を行い、その結果を申込者に通知する。

○ 申込手順のイメージ(基本パターン)



社会福祉事業施設の係る支援のイメージ図



[担 当]

総務省情報流通行政局放送政策課 松本課長補佐、石井係長

TEL : 03-5253-5807

FAX : 03-5253-5779

地上デジタル放送を受信するための 簡易なチューナーの無償給付などの支援について

地上デジタル放送を見るために。

2011年7月までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了します。
それまでにみなさまのテレビを「地上デジタル放送」対応にかえていただく必要があります。

地上デジタル放送の番組を見るためには、地上デジタルテレビに買いかえるか、
お手持ちのアナログテレビに「地上デジタルチューナー」をつなぐなどの必要があります。

今回、そのための簡易なチューナーの無償給付などの支援を行います。

1 どのような支援なのですか？

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方に対して、簡易なチューナーの無償給付などの支援を行います。

2 誰が支援を受けられるのですか？

日本放送協会（NHK）の受信料が全額免除の世帯で、以下の世帯が対象です。

生活保護などの公的扶助を受けている世帯

市町村民税が非課税となる障害者の世帯

社会福祉事業施設に入所されている人

3 支援の内容は？

簡易なチューナーを無償で給付します。（テレビは給付しません。）

今お持ちのテレビ（アナログテレビ）につなぐことで、地上デジタル放送を受信することができる簡易なチューナーを差し上げます。基本的に、お住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。

アンテナ工事などが必要な場合はその支援も行います。

室内アンテナの無償給付、または屋外アンテナの無償改修などを行います。

4 支援の開始時期は？

平成21年秋以降を予定しています。

5 支援の申込先は？

平成21年夏ごろに申込みの受付を開始する予定です。

申込先が決まり次第、申込方法とあわせて、お知らせします。

ちゅうい 注意していただきたい点について

しえん じゅしんけいやく ぜんがくめんじょ ひつよう
支援を受けるには、NHKと受信契約を結び、全額免除を受けることが必要です。なる
べく早めに契約手続等をお願いします。

しえん げんぶつきゅうふ じしん こうにゅう せいさん
支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の精算はできません。

きょうどうじゅしんしせつ かくせたい ふたん かいしゅうけいひ しえん しせつ せっちしゃ かんりしゃ
共同受信施設の各世帯が負担する改修経費への支援は、施設の設置者（管理者）の
きょうりやく げんそく みつもりしよ こうじかんけいしよるい
協力をいただくことが原則となります。その上で、見積書などの工事関係書類や、
せいきゅうしよ りょうしゅうしよ しょうこしよるい
請求書（または領収書）などの証拠書類が必要となります。

地上デジタル放送が始まっていない地域の方は、デジタル放送開始後に支援を行うこと
になります。

地デジであなたをだます **さぎ 詐欺** にご注意！

テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。

身におぼえのない工事や代金請求にはご注意ください。

地デジ対応で、総務省やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。
このような請求を受けたときは、すぐには支払わず、総合通信局（総務省の地域機関）、
お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。

しえん この支援に関してのお問い合わせ先

しえん さくぜんたい そうむしやう ち
【支援策全体】総務省地デジコールセンター：0570-070101
(上記ナビダイヤルがご利用になれない場合 03-4334-1111)

けいやく じゅしんりょうめんじよてつづき しちやうしゃ
【NHKとの契約、受信料免除手続】NHK視聴者コールセンター：0570-077077
(上記ナビダイヤルをご利用になれない場合 044-871-8444
または 06-6910-3315)